

## 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」 制定以降の動向

- 平成 5 年 1 2 月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」施行  
「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針（事業主指針）」の策定
- 平成 6 年 8 月 「短時間労働者対策基本方針」の策定
- 平成 9 年 8 月 「パートタイム労働に係る調査研究会」報告  
(平成 8 年 1 0 月～平成 9 年 8 月)
- 平成 1 0 年 2 月 「短時間労働対策の在り方について（女性少年問題審議会）」  
建議 (平成 9 年 9 月～平成 1 0 年 2 月)

### 項目

- 1 パートタイム労働法及び指針の周知・啓発の徹底
- 2 雇入れ時における労働条件の文書による明示等
- 3 通常の労働者との均衡又は均等を考慮した処遇・労働条件の確保
- 4 就業実態を考慮した合理的な雇用管理の確保
- 5 雇用の安定の確保
- 6 その他の雇用管理改善に係る事項等
- 7 パートタイム労働の就業に影響を及ぼしている税、社会保険制度等

- 平成 1 1 年 2 月 「平成 1 0 年 2 月建議」を踏まえ、「事業主指針」を改正  
(同 4 月施行)

### 項目

- 1 短時間労働者の適正な労働条件の確保  
(労働条件の明示、就業規則の整備、年次有給休暇、解雇の予告、退職時の証明、健康診断、妊娠中及び出産後における措置)
- 2 短時間労働者の教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善  
(育児休業及び介護休業に関する制度等、通常の労働者への応募機会の付与)
- 3 短時間雇用管理者の選任等（業務の明確化）

- 平成 1 2 年 4 月 「パートタイム労働に係る雇用管理研究会」報告  
(平成 1 0 年 1 2 月～平成 1 2 年 4 月)
- 平成 1 4 年 7 月 「パートタイム労働研究会」報告  
(平成 1 3 年 3 月～平成 1 4 年 7 月)